

# 一時金支給基準

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 本基準は、「転勤取扱規程」に従い、新規店舗への人員充足を早急に実施し、一時的な異動対応によって店舗運営を効果的に行うため、転勤対象者に対して支給する転勤一時金について規定するものである。

- 2 本基準は、優秀人材の早急な確保のため、採用に貢献した社員に対して支給する紹介一時金について規定するものである。

### (主管部門及び責任者)

第2条 本基準の主管部門は株式会社トゥエンティフォーセブンホールディングス（以下、「HD」といいます。）の人事労務部とし、責任者はHD 人事総務部長とする。

## 第2章 転勤一時金・転勤手当

### (支給対象者)

第3条 当該基準の適用対象者は、以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 新規店舗等への人員充足に同意した社員
- (2) 前各号にかかわらず、諸般の事情により、会社が必要と認めた場合

### (転勤一時金)

第4条 会社都合による転勤に伴う費用について一律 30 万円を支給する。

- 2 会社の命により転居を伴う異動が発生した場合、稟議承認を以て支給とする。

### (転勤手当)

第5条 会社都合による転勤があった場合、下記手当を月々支給する

- 2 転勤一時金の申請があった者について支給対象とする。但し、転勤一時金無の対象となる場合はその旨、人事まで申請を行う。
- 3 転勤初月が月中配属の場合、当該月は支給せず、その翌月より支給を開始する。

転勤 1 年目	¥ 50,000
転勤 2 年目	¥ 40,000
転勤 3 年目	¥ 30,000
転勤 4 年目	¥ 20,000
転勤 5 年目	¥ 10,000

(申請)

第6条 当該基準の適用対象者が発生した場合は、原則、赴任日から1週間以内に申請を行い、所定手続を経て、承認を得なければならない。

- 2 申請者は、適用対象者の所属するエリアの統括エリア店長とし、電子申請にて行うものとする。なお、承認日が、承認日の属する月の給与支給日を過ぎていた場合は、第4条の規定にかかわらず、翌月の給与支給日に支払うものとする。

(同意書)

第7条 支給対象者には十分な説明をし、誓約書を記入させる。

- 2 誓約書は申請者の所属する事業部、部門が取得し、人事総務部が管理保管する。

### 第3章 紹介一時金

(支給対象者)

第8条 以下の者が24/7Workout トレーナーの採用に協力した場合、一時金を支払う。なお、社員を紹介し、紹介一時金を取得できる数は1人上限3名までとする。

- (1) 社員トレーナー（アルバイト含む）
- (2) 本社社員

2 以下の者が本社勤務者の採用に協力した場合、一時金を支払う。

- (1) 本社に勤務するコーポレート本部所属社員、およびフィットネス事業本部所属社員、および店舗マネジメント部所属社員（有期社員含む）

(支払金額及び支給日)

第9条 前条第1項に規定する採用協力における紹介一時金は、紹介されて入社した社員または業務委託者（以下「被紹介者」という）が、採用後(1)から(3)のいずれかの要件を満たした場合は、紹介一時金を支給する。

- (1) 被紹介者（社員）が店舗に配属された場合  
24/7Workout トレーナー紹介一時金：30,000円
- (2) 被紹介者（業務委託者）が店舗でセッションまたはレッスンを1本以上対応した場合  
24/7業務委託トレーナー紹介一時金：30,000円

2 前条第2項に規定する採用協力における紹介一時金は、被紹介者が試用期間を経て本採用された場合にのみ、紹介一時金を支給する。なお、被紹介者が有期社員の場合、契約開始日から起算して3ヶ月間を試用期間とし、社員の場合、試用期間は入社日から起算して3ヶ月間とする。ま

た、管理職の場合、試用期間は入社日から起算して6ヶ月間とする。なお、延長された場合はこの限りではない。

被紹介者の雇用区分	紹介一時金支給額
アルバイト（インターンシップの学生含む）	30,000
契約社員・嘱託社員	30,000
正社員（主事補）	100,000
正社員（主事・主任）	200,000
正社員（マネージャー）	400,000
管理職正社員（課長補佐以上）	600,000

3 紹介一時金は、以下のいずれかの時期に給与と一緒に支給する。ただし、支給対象者及び採用対象者が紹介一時金支給日に在籍していなければ支給対象外とする。

(1) 被紹介者が24/7Workout トレーナー経験者の場合

被紹介者の配属日の属する月の直後の給与支給日

被紹介者の正社員登用日の属する月の直後の給与支給日

(2) 被紹介者が本社勤務者の場合

被紹介者の本採用日の属する月の直後の給与支給日

(適用期間)

第10条 当該紹介一時金の制度は限定的なものであるため、予告なしに社内通知をもって終了する。

2 本基準第8条第2項及び第9条第2項の紹介一時金は、被紹介者の入社日が2019年6月1日以降の事案を適用とする。

(申請)

第11条 当該基準の適用対象者が発生した場合は、原則、配属日または正社員登用日または、本採用日から1週間以内に申請を行い、所定手続を経て、承認を得なければならない。

2 申請者は、適用対象者の24/7Workoutに所属するエリアの統括エリア店長以上の役職者または本社勤務のマネージャー職以上の管理職とし、電子申請にて行うものとする。なお、承認日が、承認日の属する月の給与支給日を過ぎていた場合は、第9条の規定にかかわらず、翌月の給与支給日に支払うものとする。

(附則)

1. 本基準の改廃は、経営管理本部長の決裁によるものとする。

2. 本基準は、平成28年8月22日より実施する

平成29年4月28日 改定・実施

平成30年11月1日 改定・実施

令和元年6月1日 改定・実施

令和3年4月1日 改定・実施

令和3年6月1日 改定・実施

令和5年12月1日 改定・実施

令和6年12月1日 改定・実施

令和7年5月1日 改定・実施

令和8年3月1日 改定・実施